

通信教育部

(1) 大学・学部等の理念・目的

a 現状の説明

本学の建学の理念は「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人」を育成することを教育目的に、「先例にとらわれず自主独立の気概に充ちた未来志向性の総合大学を目指す」ことを使命とし、純理論的な分野よりも社会への直接的な応用を視野においた「実学」に重きをおいて設立された経緯から通信教育課程も、この精神に淵源し、学部開設もこの精神を体したものとなっている。

教育基本法第3条には「すべて国民はひとしく、その能力に応じる教育を受け、機会を与えられなければならない」とあります。この教育基本法の精神、本学の教育理念を踏まえ、“いつでも”“どこでも”“誰でも”をキャッチフレーズに複雑・多様化する社会の諸事象を的確に把握し、「大学教育を学びたい人に、学ぶ場を与える」を基本理念とし、生活環境の異なる学生に対応すべく、大学教育を受けることを希望する者を「拒まない」、何ごとも「選択が可能な範囲を広く準備する」、学修にともなう経済的負担を考え「大学納付金を安価に設定する」を第一に考慮しながら、昭和32年に開設された『短期大学部通信教育部商経科』は、伝統的な簿記や会計学のほかに、「経営管理論」・「証券論」・「中小企業経営論」・「情報処理論」など商業、経済、経営の3分野からアプローチ、現代社会が必要とする実学重視のカリキュラムを特色としています。また、昭和35年には「憲法」・「民法」・「商法」・「刑法」などの六法科目を中心に、法律学関係の基礎理論を学び、法学教育をとおして複雑・多様化する日常社会の諸事象を的確に把握し、法的に解決しうる法的判断能力や、豊かな想像力を身につけた社会に有為の人材育成を目的とし、『通信教育法学部法律学科』を増設し現在に至っている。

両学部ともそれぞれの専門分野における学問体系を教授し、これにより“学びたい”・“大学の卒業資格を得たい”・“自己の教養を高めたい”など、あらゆる環境、あらゆる目的を持った人達の勉学意欲にこたえ、学修の機会を提供してきたのが通信教育課程であります。特に本学は、通信教育課程の学生の身分や待遇が通学課程の学生と遜色なく、目的意識をもった学生は、図書館司書資格・学校図書館司書教諭資格をはじめ、各種資格修得の道も開かれ、資格を得ることで「自分に付加価値をつける」ことも可能である。また、社会に大きく門戸を広くことで、再教育の場ともなり、同時に生涯学習の場として多くの人々に活用されている。

b 点検・評価

学生の修学上の経済的負担の軽減を考え、修学方法の違いはあるが、近畿大学学生としての待遇が通学課程の学生と遜色がない点や、担当教職員の多大な負担にもかかわらず、多様な形態での面接授業科目の開講や、自己学習を推進させるためのレポートを重視した多様な学習形態が、通信教育課程の特殊性の中、本学部の教育理念・教育目的を推進するために、学部創設者の意志を受け継ぎ、法人の理解と学務委員長の強いリーダーシップのもと、本学部の「教育の方針」が学生との係りを深くし、卒業後の人生にも生かされていることは評価できる。

また、通信教育課程で学ぶ学生は、通学課程と違って学生自身の主体性による独学の度合が高く、人間としての応用能力や判断力を培うことができる場であるとも考えられる。

c 長所と問題点

「教学方針」が一貫して堅持、継承されて来たこと、また、それを具現するための学部創設者から引き継がれた理念・リーダーシップが、独自に学ぶ学生をサポートできる体制を可能にしたことは長所ともいえよう。

しかし、「入ることは易いが、出ることは難しい」といわれる通信教育課程では、在学中途中で、ドロップアウトする学生が通学課程に比べ多いことも確かである。

また、大学教育を受けようとする目的、受入れた学生の学力・能力に差があることも現実であり、全ての学生の要望に対し、満足のいく教育環境を整備するための基準点を定める難しさもある。

d 将来の改善・改革に向けた方策

通信教育課程開設時は「大学卒業資格」の取得を目的とする学生がほとんどであった。しかし、時代の変化に伴い、入学目的や専攻分野が多様化し、新たな専門教育を求めて、再度、再再度大学の門をたたき、新たな大学教育へチャレンジする人が増加している。したがって大学通信教育の位置付けも転換し、高学歴・高齢化社会の生涯学習機能として見直されるようになり、本学の理念・目的が国民の学習意欲に十分こたえられ、大学として社会的責任を果たすためにも、全学的な取り組みが有意義であり、本学部の入学から卒業に至るプロセスについても、今一度真剣に検証し、常に改善・改革の意識を抱き、通信教育課程のいっそうの充実を計るため、活発な議論に発展させる必要がある。

また、社会人学生は、職業と学業の両立という困難な命題を克服しなければならず、それに対する一つの方策として、通学課程で昼夜開講制が検討されている

が通信制をも加味した昼夜・通信開講制なるものも可能性をさぐり、検討されるべきである。

そのための課題も多く、この課題に対処するためにも、その時代に即した「実学」をめざすカリキュラムの改定や、この数年来のコンピュータネットワークのめまぐるしい発達と普及を生かした新しい授業形態の確立、さらに通信制大学院の新設、既存通学課程の文芸学部や可能な理工系分野への学部・学科増設や、社会的に意味を持つ資格が修得できるようなシステムをも含めた通信教育課程の構成を考え、新たな大学通信教育を構築することが必要である。

(2) 教育研究上の組織

a 現状の説明

本学部は大学の理念・目的および大学教育を社会に広く開放し、教育の機会均等を図ることを理念・目的とした教育制度である。大学通信教育として、昭和 32 年に「短期大学部通信教育部商経科」を入学定員 2000 名、収容定員 4000 名として開講、昭和 35 年に「通信教育法学部法律学科」を入学定員 2000 名、収容定員 8000 名として増設、その後、今日まで常に、その時代や社会のニーズに合わせた組織で、通学課程と同一水準の大学教育が行われている。

b 点検・評価

設置 2 学部については、それぞれの学部の理念・目的を踏まえ、組織化が確立されており、そのことが平成 11 年度卒業生を含め、現在までに 33000 名を超える卒業生を輩出、各界で活躍している要因となっている。

c 長所と問題点

学部の構成としては 2 学部であり、総合大学として充実しているとはいえず、現在の社会変化に対応しうる人材の育成や、実学が大学に要請される状況化において、他分野への拡充を図ることが必要である。

d 将来の改善・改革に向けた方策

本学部が自らの責任において、多様な学問の動向、受ける側の学生および社会のニーズに応じえられる効果的な教育研究上の組織を編成すべきであり、また、その役割を積極的に対応できるような将来構想の中で組織体制の検討や教育研究支援職員の資質向上へ向けての取り組みが必要である。

(3) 学生の受入れ

a 現状の説明

大学は、本質上適当な学生を選抜し入学させることが建前となっているが、大学通信教育の使命として、大学教育の門戸を開く目的から『近畿大学通信教育法学部法律学科学則第 22 条』および『近畿大学短期大学部通信教育部商経科学則第 20 条』に基づき、書面審査による選抜方法を定めている。

これは大学教育を広く社会に開放し、希望する者には、勉学の機会を与えするという理念に基づくものであり、文部省が規定する大学入学資格を有し、大学の正規の課程で学習する者を「正科生」、大学入学資格を有し、開講科目の中から希望する科目を選択あるいは資格取得のための特定科目を学習する者を「科目等履修生」、大学入学資格のない者（18 歳以上）で、大学教育を受けることを希望する者を「特修生」として、書面審査により学生を受け入れている。ただし、必要に応じ面接審査を行なうことがある。

ここ数年増加の傾向にある編入学生等の受入れについても平成 11 年度の専修学校専門課程修了者（文部省が定める基準を満たす者）を含め、出身学校・学部等が発行する証明書による書面審査で受入れており、その他本学部中途退学者に対し再入学・再度入学の制度も設けている。

入学の時期は、4 月期と 10 月期の年 2 回あり、それぞれ 1 月 11 日～6 月 10 日、7 月 11 日～12 月 10 日を出願期間として学生を受け入れているため、日々流動的な学生数等を確定し比較検討するための時期としては、12 月末とすることが比較し易く、平成 11 年 12 月末時点では、正科生の入学生数が法学部 801 名、短大部 959 名、在籍者数が法学部 4440 名、短大部が 3779 名の数値となるが、過去のピーク時から入学生数・在籍者数ともに減少傾向にあり、早急な学生募集対策を検討すべきである。

広報活動は、新聞・雑誌・情報誌などを媒体とした活字広告と、通信制や過去入学生が多い高校や専修学校高等部などへの DM 的な資料送付、出願効率の高い卒業生や在学生からの口コミなどが主であり、入学案内(募集要項)希望者には、郵送費も含め入学案内を無料配付、本学通信教育部を多くの人に知らしめる努力をしている。

入学説明会は、「私立大学通信教育協会」が主催する全国 7 地域、延べ 13 会場での合同説明会への参加や通信制高校、陸上自衛隊各教育隊での説明会および西日本を中心に 32 地域延べ 125 会場で、本学独自の説明会を開催している。教職員が直接出向き、直接面談することで、通信教育への理解、出願および学修継

続への不安を払拭させるべく、情報提供を心掛けている。

また、全国を 12 ブロックに分割し、職員が担当地区の全てにかかわる「地区担当制」を取り入れ、担当地区の入学希望者や在学生の直接窓口となり、指導・アドバイスができる体制を整えている。

毎週火曜日の事務打合せ会議において、入学案内請求者状況や出願者の状況について、過去のデータとの比較・検討により、説明会開催の適性や追加開催などの見直しを行なっている。

b 点検・評価

「大学教育を受けることを希望する者に学ぶ場を与える」を基本としている。だが、社会人・帰国子女等を区分けして、受け入れることは困難であり、選抜方法の書面審査も、提出書類だけでは、入学資格の有無の判断に困難な事例もあり、関係機関への問い合わせ、文書照会を行い確認することが必要である。

編入学生の受入れに対し、従来は既修得単位からの認定を行っており、編入後の学習負担が多かったり、3 年編入の資格がありながら 2 年編入となることもあり、平成 12 年度から単位認定基準の見直しを行うこととした。

学生募集の方法も、入学希望者から出願方法・教科内容・学習方法・必要経費・その他諸々のことについて、電話を介す問い合わせが多く、個々情報を提供し勧誘することが必要である。さらに無料で配布している入学案内を、請求のあった人に対する資料の送付や、直接面談できる入学説明会の案内も不可欠である。「地区担当制」は、職員各自の特色を出し、学生募集することが可能で、学生と教職員の新たなコミュニケーションの機会と成りうる。

また、「地区担当制」は地区ごとの入学生数の増減から、担当地区における広報活動、学生募集方法の効果を測定する手段にもなっている。

c 長所と問題点

大学通信教育の使命を考えれば、書面審査により、大学入学資格を確認することで、大学教育を受けることを望む幅広い人達を受入れる良い方法だが、反面、学力・能力の差や生活環境の異なる学生を受入れることになり、カリキュラムの編成や学生指導等で難しい面がある。

また、スクーリング受講など、通学を要する日数が限られる通信教育課程では、留学生としての扱いを取っていないが、近年、中国・台湾・韓国などからの問い合わせもあり、書面では、入学資格の確認ができて、日本語能力の見極めができず、受入れが困難である。

編入学生に対する単位認定基準の見直しにより、他分野からの編入生も学習量

負担の軽減と履修科目の選択範囲の拡大が可能となり、編入生の増加を望むところである。

現行の広報活動、学生募集の方法も、長年の試行錯誤の中から形造られたものであり、良い方法ではあるが、全国から入学生を確保するため、その中でも一番効果の現れている新聞を媒体とした広報活動が中心となっている。また、媒体として新聞以外も検討しているが、必要経費のこともあり、新聞に優る新しい媒体を見出せていないのが現状である。

「地区担当制」も前記した良い点もあるが、職員個々の性格や意識の違いにより、保守的になってしまったり、取り組み方にバラツキが見られる。

d 将来の改善・改革に向けた方策

大学は、大学の教育方針とそれに基づく学部・学科等を含めた教育理念および目的を根底に、学部・学科等が準備する専門教育等を十分修得できる能力を有し、教授することにより、自ら研究・考え・そして答えを導き出せる学生を確保することが理想である。

しかし、通信教育課程は、大学教育を受けることを望む者に対し、門戸を広く受入れることが前提であり、現状の入学選抜方法に代る、新しい方法は無いかもしれないが、受入れた生活環境の異なる学生個々の学修意欲に答えられる体制作りが必要である。

また、入学の目的・動機が多様化する中、現状では2学部2学科しか設置できておらず、総合大学の利点を生かし、新学部・学科の増設に向けた努力をしなければならない。

広報活動、学生募集方法も徹底したサービス業的感覚の上に、出願前に本通信教育部を充分説明、理解が得られることが必要で、全国から入学者を確保するには、媒体もインターネット関連を中心に多岐に渡ることを考え、中、長期を見据え募集経費を抑えた効率的な募集方法を確立する努力をしなければならない。

(4) 教育課程

① 学部・学科等の教育課程 I

- a 学部等の教育課程とその理念・目的
- b 学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連
- c 専門教育の編成における配慮
- d 教養教育の編成における配慮
- e 外国語科目の編成における配慮
- f 卒業所要単位に占める各科目の配分
- g 学生の主体的学修への配慮
- h 授業科目の単位計算方法の妥当性
- i 他大学との単位互換方法の適切性

a 現状の説明

法学部法律学科は総合科目、外国語科目、入門科目、専門科目（第一類選択必修科目・第二類選択必修科目）に区分され、それぞれ卒業所要単位 124 単位に占める各科目の配分および配当学年は次のとおりとしている。

法 学 部 法 律 学 科

		配 分	配 当 学 年
総合科目		22(42)	1
外国語科目		8(16)	1 ～ 2
入門科目		6(16)	1 ～ 2
専門科目	第一類選択必修科目	30(46)	1 ～ 4
	第二類選択必修科目	58(96)	2 ～ 4
卒業所要単位		124	

() 内は開講単位数

短期大学部商経科は総合科目、外国語科目、専門科目（Ⅰ・Ⅱ）に区分され、それぞれ卒業所要単位 62 単位に占める各科目の配分および配当学年は次のとおりとしている。

短 期 大 学 部 商 経 科

		配 分	配 当 学 年
総合科目		14(42)	1
外国語科目		4(16)	1
専門科目	専門科目Ⅰ	18(30)	1 ～ 2
	専門科目Ⅱ	26(82)	2
卒業所要単位		62	

() 内は開講単位数

授業科目は、法学部（別表 36－1～10）・短期大学部（別表 36－11～17）とも別表の通り、通信授業科目と面接授業科目に区分されており、通信授業科目は、自己学習を推進させるべく印刷教材を使用、自宅学習 45 時間を 1 単位としているが、目安としては印刷教材 70～80 ページを 1 単位としている。しかし、通信授業のみでは、十分な学習成果が期待できない科目について、教員の直接指導と学生相互の練磨により学習成果を高める目的として開講されている面接授業科目は、80～90 分を 1 コマとし、1 科目 15 コマの授業を多種多様な形態で開講しており、講義科目は 2 単位、外国語科目および実技科目は 1 単位としている。

また、本学部以外からの単位互換、入学前の既修得単位の認定方法は、従来からそれぞれ学則に「教育上有益と認めるときは……、各学部における授業科目の履修により修得したとみなすことができる」と定め、制限単位数など詳細を規定し、学生からの申し出ごとに検討するシステムとなっている。

また、編入学が許可された学生については、「専修学校専門課程修了者の編入受入れ」に伴い、平成 12 年度から認定基準を見直した。

b 点検・評価

法学部では、まず幅広く教養を身につけることを目的として、総合科目を 1 学年に配当、11 科目 42 単位を開講し、その中から 22 単位以上を選択させている。

外国語科目は、英語 4 単位を必修科目として 1 学年に配当、2 年次において、英語・中国語・ドイツ語から 4 単位を選択させ、計 8 単位修得させている。以前は他の外国語も開講していたが、面接（スクーリング）授業の開講など難しい面もあり、結果的にこの 3 科目に希望が集中し現在に至っている。

平成 7 年度のカリキュラム改正に伴い、専門科目は選択の幅が以前より広がり、入門科目を 8 科目開講、3 科目以上を修得させ、基本的な民法・憲法などいわゆる六法科目を、必修度の高い第一類選択必修科目に置いている。また、専門科目第二類選択必修科目は 43 科目 96 単位開講し、その中には、専門領域を超えた科目も含まれている。特に研究演習といった科目名称で開講する科目については、その時々ニーズに応じた内容や、注目される事例を既存科目に関連づけ開講できるようにしている。

また、法学部では、外国語科目で「英語」、専門科目で基礎科目としての「民法」・「憲法」、通学課程のゼミナールを体験させる宿泊合宿での「卒業ゼミナール」および「卒業論文」の 5 科目だけを必修科目としている。

自宅学習を授業時間数とみなしている通信授業科目では、学生個々の能力・生活環境により、その形態・時間帯に差異があると考えられるが、学生には、幅広

く選択できる機会を与え、学生の主体的学修の機会が保たれていると考える。

また、一般に言われる留年・留級制度はなく、4年（編入年数を含む）以上の学籍を有し、卒業要件を満たせば卒業認定がなされ、在籍最長年数も10ヵ年とし、各自の生活環境に合せ、大学教育を受けることが可能である。

一方、短期大学部でも、幅広く教養を身につけることを目的として、総合科目を1学年に配当し、11科目42単位開講の中から14単位以上を選択させている。

外国語科目は必修であるが、英語・中国語・ドイツ語の中から4単位を1年次に選択させている。

平成7年度のカリキュラム改正に伴い、専門科目は選択の幅が以前より広がり、短期大学部においてはマクロ経済学・簿記・商業といった専門領域の科目を必修度の高い専門科目Ⅰに置いている。また、専門科目Ⅱでは37科目82単位開講しており、その中には専門領域を超えた科目も含まれている。特に演習といった科目名称で開講する科目については、その時々ニーズに応じた内容や、注目される事例を既存科目に関連づけ開講できるようにしている。

また、必修科目は通学課程のゼミナールを体験させる宿泊合宿での「卒業ゼミナール」1科目だけである。

自宅学習を授業時間数とみなしている通信授業科目では、学生個々の能力・生活環境により、その形態・時間帯に差異があると考えられるが、学生には、幅広く選択できる機会を与え、学生の主体的学修の機会を保たれていると考える。ただ、大学間の単位互換については、学則には定められているが、実際には行われていらず、学内関係学部との検討協議に留まっているのが現状である。

また、法学部と同じく、留年・留級制度がなく、2年以上の学籍を有し、卒業要件を満たすことにより卒業認定はなされるが、短期大学部では、在籍最長年限の制限を定めておらず、各自の生活環境に合わせたマイペースで大学教育を受けることが可能である。

c 長所と問題点

留年・留級の制度がなく、学生の主体性を生かすことができるように配慮された通信教育課程であり、数多くの科目を開講し、選択の幅を広くすることにより学生のニーズに対応しているが、選択の比率が高まることにより、科目間の履修者数にバラツキが目立ち、特に面接授業科目の開講回数・時期・地域や担当教員数などの調整が難しくなっている。

また、自分が何を学びたいのか、はっきり目的を持たない学生も増え、何を履修すれば良いかわからず、とりあえずといった形で履修するケースもある。このように学生の主体性が必要される通信教育課程では、総体的に若年層は総合科

目・外国語科目では学習進度が早く、専門科目では、教材などだけによる理解で単位修得に苦勞しており、反対に高齢者は、専門科目は豊富な社会経験を生かし取り組む反面、最後まで外国語などで苦勞するケースもある。

d 将来の改善・改革に向けた方策

現在、専門科目においては、各学部の専門領域を越えた科目も一部開講しているが、一つの狭い分野の専門教育なり、資格取得を目的として専門教育を実施する場合、学生の主体制への配慮がある程度制限されることにやむをえない面もあるが、問題は大学教育における目的を、多様化しなければならず、大学教育を受ける側の目的にあった選択が可能になるように、複線的な履修形態を設定する必要がある、今後、総合大学の利点を生かし全学的な開講による自由選択科目の開講も、生涯教育の場を提供する考えからは必要である。また、単位認定基準の見直しも含め総合科目・専門科目などの枠を超え、魅力のある科目を履修し、卒業単位として認められるように、ある程度幅をもたせるなど、今後も社会の多様化・複雑化に伴い、慎重に検討しながら、柔軟に対応していくことが必要であると考えている。

特に、遠隔地で学習する学生も多い本学部としては、他大学との単位互換についても、慎重に検討した上で実施すべきである。

(4) 教育課程

② 学部・学科等の教育課程Ⅱ

- k 社会人、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上の配慮
- l 社会人、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程指導上の配慮
- m 教育上の効果を測定するための方法
- n 学生に対する履修指導
- o 学生の学修の活性化のための措置
- p 教員の教育指導方法の改善を促進するための措置
- q 授業形態と授業方法の適切性、妥当性
- r 教育指導上の有効性
- t 授業満足度評価

a 現状の説明

本学部の学生の大半が勤労学生という状況で、本人の意志と入学資格が確認できれば受入れ、特に社会人・外国人留学生などを区分して、学生を受入れていないため、教育課程においても特別な配慮は難しい。

授業形態と授業方法については、前述した通信授業科目と面接授業科目の二本立であり、自宅などでの学習が主となる通信授業科目は、各学年次に 10 科目前後の科目数が配当され、本学部が独自に改発した印刷教材を中心に自己学習を推進させる目的、また、学習報告としてレポートの提出を義務づけているが、提出期日の定めはなく、随時の提出を認め、添削指導を受けることが可能である。提出されたレポートは、合否の評価だけでなく、講評欄に内容についての添削指導がなされ返却される。再提出の評価を受けた科目は、この指導により内容を見直し、再提出することが必要で、教育効果があがるまで再提出を続けることになる。

レポート提出後、単位修得のために受験する「科目終末試験」は、年間 5 回の本校試験（東大阪市）と、同じく 5 回の地方試験（全国各地 67 会場）が実施され、1 回の試験で 1 科目から 4 科目まで、各自の学習量に応じた科目数を受験することができ、合格するまで再受験することになるが、レポートおよび試験とも学生の主体制を重んじ、学籍有効期限内であれば、合格するまで機会を生かし、チャレンジできるシステムとなっている。

一方、面接授業科目は、対面指導が可能な教室授業であり、各学年次に 4～5 科目が配当され、本校では日曜・春季夜間・夏季昼間・秋季夜間・金土日・土日・土曜、学外で地方通学・地方宿泊・地方土日・合宿など多様な形態で実施され、科目ごとに少なくとも年間 2 講義以上、科目によれば 30 講義以上が開講され、学生の生活環境に適した受講季（期）を自由に選択できる。また、外国語科目・情報機器を使用する科目および最終学年次の必修科目である「卒業ゼミナール」

などは、少人数制で開講され教育効果を高めるよう配慮されている。面接授業科目の評価方法は、各科目ごとに定められた講義時間を受講することを前提に最終日に実施される「単位終了試験」に合格することで単位修得することになるが、不合格の評価を受けた場合、改めて受講・受験し合格しなければならない。この面接授業については、事前のレポート提出や授業中の小テスト、また、受講態度なども評価基準として考慮されることも多い。

このように、機会を多く設ける授業形態・方法が、必要なことではあるが、反面学生たちの中には履修計画が絞り込めず、戸惑いがある者もあり、履修指導が重要である。

履修指導は、通学課程と違い、大学に来る機会の少ない学生に対し、印刷された冊子による指導が主となり、多種におよぶ補助教材（ガイドブック）を作成している。また、年2回開催されるオリエンテーションの他に遠隔地に在住する学生に対し、対面での学習相談が受けられる「巡回指導」や、地方在住の卒業生をインストラクターとして委嘱し、定期的に開催する「学習センター」、および学生自からが組織し、大学が支援する「学習会」にも大学から教職員を派遣し、履修指導に努めている。

b 点検・評価

学習報告としてのレポートや試験は教育効果の判断材料としても妥当であると考えるが、通信教育課程では、格一的な指導は難しく、細かく指導されるレポートや、合格するまで何度も再受験しなければいけない科目終末試験もその都度問題が変り、その都度教科内容を全般的に学習することとなり、学生にとっては時間を要するが、教育効果が確認できるまで繰り返し、学習する機会を与えることも有効な手段だと考える。

面接授業においては、各科目の開講時季（期）直前に履修登録期間を設けているため、事前に受講生数の把握は難しいが、教育効果の上るよう、受講定員を設け、極端に超過する場合、クラス分けが可能なように教員を配置、クラスを分割するなど対応しており、この点は評価ができる。

また、多種におよぶ補助教材も、一度に全ての冊子を読み、理解することは難しいが、必要な時に必要な冊子を開いて調べられるような構成に努めている。

c 長所と問題点

レポートについては、詳細に添削指導がなされ返却されるので、教育効果は高いと考えるが、添削者側にとっては、細かく指導すればするほど、返却までに時間を要することになる。科目終末試験も合格するまで繰り返し受験することの教

育効果は評価できるが、評価の結果が合否の通知だけとなるため、学生自身、自分の答案内容の不十分な点や、細かな評価基準が判断できないことが多い。このような場合、学習質疑表を提出させ、個別に対応しているが、時間を要し、また、次回の再受験の際は違う問題が出題されるため、問い合わせずに済してしまうケースもあると思われる。反対に、面接授業科目は、対面授業であり、質問に対し、即答が得られ、教育効果は高いと思われる。

指導面においても、学生の多くが通信教育制度が初めてでありながら、印刷冊子での連絡指導が主となりがちであり、また、オリエンテーション・巡回指導・学習センターなど、行事の実施回数や期日も限られ、強制的に参加をさせることは難しく、いづれにせよ学生の主体制に負うところが多い。

d 将来の改善・改革に向けた方策

学生の主体制を重んじながら、指導を進める通信教育課程では、通信授業科目の自宅学習についても、学生の経済負担、施設・設備や担当教員など、様々な問題もあるが、インターネットなどを利用した「早く、簡単に質疑応答」ができるシステムや、面接授業に関しても衛星放送を利用したシステムなど、できるだけ学生に負担にならず、教育効果の高い授業形態を検討する必要がある。また、オリエンテーションをはじめ、大学行事に参加することによる「付加価値」を考える必要があるかもしれない。

しかし、様々な年齢、学習レベル、生活環境の学生たちを同一レベルで指導していくことは難しく、学習レベルの位置付けが今後の課題となるところである。担当教員の独自性、特色を生かした授業、レポート指導、試験などを標準化してしまうことは格一化してしまう恐れや、逆に担当教員一任だと科目間での指導方針や評価基準の差異がなくならず、教員・職員相互から、一部の科目で行っている連絡・調整会議だけに留まらず、全体会議を行うことも検討すべきであると考ええる。

(5) 研究活動

a 現状の説明

本通信教育部は、昼・夜間通学部に併設する形であり、現在通信教育部専任教員を任用しておらず、研究活動は昼・夜間通学部に委ねている。

(6) 教員組織

a 現状の説明

所属する専任教員がいなく、別表 36 の通り兼任教員、兼任教員が担当しているが、通信教育の特殊性を考え、実学および時代に即した教育内容を教授できる教員を、学部を通じたり全国から幅広く、個々に依頼し委嘱している。

b 点検・評価

通信教育では、学生数に対する適正教員数を算出することは難しいが、通信授業科目で添削指導や採点結果の通知期日を定め対応できるように、また、面接授業科目の受講定員を定め、特に語学や特定科目などで履修希望者が集中した場合に、クラスを分割したり、改めて別の季（期）に急きょ開講することなどに対応できる教員数を確保している。

c 長所と問題点

通教生と直接的なつながりが強い職員が学生達の要望を検討した上で、依頼することができるが、教員間の考え・認識の違いをまとめることには努力が必要である。

d 将来の改善・改革に向けた方策

昼・夜間通学課程に教員を委ねており、将来は専任教員を任用することも検討する必要があるが、従来から実施している科目ごと、あるいは学部ごと等で職員を含めて協議する場を増やし、意志の疎通を計り、教育環境を整備していく必要がある。

(7) 施設・設備等

a 現状の説明

通信教育部が専有する施設としては、事務局・学生ロビーおよび教材などを保管・発送業務を行うための施設程度しか有していない。通教生が大学の施設や設備を利用するのは夏期休暇中など、休暇日に集中することから、法人の理解により、設置学部はもとより、商経学部や理工学部をはじめ、附属機関の特殊施設を除き、担当所管との協議により借用・利用することができ、随時教育環境の整備を検討しながら、教育に支障のないよう配慮している。

b 点検・評価

通信教育課程の特殊性から、通教生が常時大学の施設・設備を利用する機会も少なく、また、学生納付金を安価に設定することで財政的にも難しい現状ではあるが、前記したように必要性・必要時に応じ、法人・通学各学部の施設・設備が協議・調整により利用が可能である。

c 長所と問題点

施設・設備の維持・管理も担当所管に委ねる形であり、学外でスクーリングを開講する時など、附属機関の所在地域はまだしも、特に情報機器類を使用するスクーリングでは、その会場確保に苦慮している。

d 将来の改善・改革に向けた方策

現在は、自宅での印刷物を通しての学習方法が中心であるが、教材のROM化や、遠隔地に在住する学生のためにも、双方向通信が可能なインターネットや、照会・回答が瞬時に可能なEメールの導入も具体的に検討すべきである。

(8) 図書等の資料及び図書館

a 現状の説明

通信教育部独自の図書館はなく、大学の「近畿大学中央図書館」をはじめ、学部・附属施設の図書館を利用している。通教生が利用することには問題はないが、利用形態が変則的になりがちで、図書館員の理解・協力によるところが大きく、負担を強いる結果になっている。

b 点検・評価

通教生が利用するのは、スクーリングなど大学行事に登校する休日や夜間が多く、それに併せ休日開館や夜間も開館（22：30まで）されており、学生の主体的な利用が可能である。

c 長所と問題点

教員が担当科目ごとに、参考図書を紹介しているが、全ての図書を完備することは難しく、独自の図書館・図書室を持たないことは、学生の教育環境に欠けるところがある。ただ、学生が全国に在住しており、学生全てに応じることも困難である。

d 将来の改善・改革に向けた方策

通信教育部独自の教育環境の整備や、大学図書館を十分利用できない遠隔地在住学生に対し、センター的な図書情報を提供できる施設・設備を構築することが検討課題である。

(9) 学生生活への配慮

a 現状の説明

学生への経済的支援としての奨学制度は、国の育英奨学事業である日本育英会奨学制度の持つ特質を生かし、主旨に相応しい学生を選考し、取り扱っているだけである。

ただ、本学部教育理念の考えから、学生の経済的負担を軽減することを念頭に、正科生で、学年更新授業料以外に、受講期ごとに納入するスクーリング受講料等を含んでも年間12～13万円程度の負担である。また、法学部の5年目、短期大学部の3年目からと科目等履修生等の2年目からは、半年1万円、1年間でも2万円の在籍料を徴収するだけで、極力学生の経済的負担を軽減すべく大学納付金を押えている。

学生相談に対する対応としては、学生が安心して修学に励み意義ある生活を営むことができるように全国各地に教職員が出向き「巡回指導」を実施している。また、全国に38支部が組織されている卒業生からも支援が受けられる体制を整えており、特に大学所在地を離れた大阪市内にある大学附属施設の「近大会館」に学生相談の拠点を設けている。

課外活動への指導・支援は、通信教育部独自のものは少なく、同好会的なサッカー部や図書館司書研究会程度であるが、通学部にある研究会・クラブ・サークル活動に参加することが可能である。

また、通信教育部の特性から各都道府県に入学目的の達成、会員相互の親懇を計る場として「学習会」を在学生に組織させ、教員の派遣や会場借用料の支援を行っている。

b 点検・評価

前記以外にも、思いつくこと、考えられることは、推進すべきであり、提起される問題に必要な応じ対応することが必要である。

ただ、課外活動の支援や、「地区担当制」による学生との直接的なつながりは、在学生・卒業生・教職員相互のコミュニケーションを作り出す機会ともなり、評価できると考える。

c 長所と問題点

学生生活への配慮は、通信教育課程の特性また教育形態の性格からその指導方法や支援には限界もある。

d 将来の改善・改革に向けた方策

経済的支援の中心となる奨学制度では、通学課程で取り扱われている制度で、通信教育課程に適合するものに組み入れる。さらに金融機関との提携による学費ローンの導入などを検討すべきである。学生相談についても相談しやすい環境作りや、通信教育課程の学生に即したカウンセラー等専門の相談員を育成、配置することが必要である。

(10) 管理運営

a 現状の説明

専任教員を通学部に委ねている本学部としては、教授会が組織化されておらず、通信教育課程の教育・学習指導における重要事項の審議および意思決定機関として「近畿大学通信教育学務委員会現程」で定める学務委員会がある。同委員会の決定に基づき、管理運営がなされており、次の掲げる委員をもって構成されている。

(1)通信教育学学部学務委員

- ① 通信教育部長
- ② 法学部長
- ③ 法学部法律学科長
- ④ 法学部教授から1名
- ⑤ 法学部教務部長
- ⑥ 通信教育部事務部長

(2)通信教育部短期大学部（商経科）学務委員

- ① 通信教育部長
- ② 短期大学部長
- ③ 短期大学部教授から1名
- ④ 商経学部教務部長
- ⑤ 通信教育部事務部長

また、事務組織については「学校法人事務組織規程」により、通信教育部の事務組織が定められている。また、「近畿大学職制」および「近畿大学通信教育部庶務規程」に定められた職制および職制ごとの責任と職務権限により、別途に定められた分掌業務を分担している。

b 点検・評価

学務委員会の委員長は、規程により通信教育部長を充てることになっている。学務委員長（通信教育部長）の強いリーダーシップのもとに、教育内容や学生の受入れなど、学費値上げの困難な情勢のもと財政面を考え、諸課題の遂行に対応し、様々の改善・改革を推進している。

c 長所と問題点

事務組織も含め、委員長のもと指揮命令系統が一本化されることで教育面・事務面ともに管理運営を円滑に推進していくことができる。反面、少数の教員が委員会に参加する形となり、教員と職員、また通学課程と通信課程間の意志の疎通に欠ける場合もある。

d 将来の改善・改革に向けた方策

本学部内外の諸情勢が大きく変化している中、現在抱える諸問題を含め、課題によっては、学務委員長の諮問機関的な小委員会の発足を検討する。そして、教育内容の改善・改革に積極的な役割を果たしてゆくためにも、専門性を高めるための研修や教職員のモラムアップに向けた人事施策の推進が課題である。限られた予算の徹底した有効活用と教育研究とをいかに調和させるかが、今後の最大の課題である。

(1 2) 進路への配慮

a 現状の説明

若年層学生の多くは、本学部と併修連携している専門学校などの併修生で、大学・短大卒業資格を基に、専門学校の就職指導により、専門分野に就職する学生が大多数である。社会人の在籍率も高く、本学部が組織建っての就職指導は行っていないが、就職希望者があれば、大学就職部に指導をお願いしている。

b 点検・評価

就職指導体制が確立できていない本学部としては、就職指導に関する事項を専門に検討し、恒常的に就職情報を学生に提供でき、通学部生と同じレベルで就職指導が受けられる大学就職部の受入れ体制を高く評価することができる。

c 将来の改善・改革に向けた方策

新卒の就職希望者や転職希望者が増加する傾向となれば、独自の通教生に適した就職指導などの方法や、就職情報の提供・就職ガイダンスの実施など検討すべきである。

また、通信制大学院や、学部・学科の増設により、学生の進学に対するニーズに対応することも必要だと考える。

(13) 情報化への対応

a 現状の説明

教育課程の基礎的な選択科目として「電子計算機概論」・「プログラミング論」・「情報検索演習」を開講し、実習室は商経学部・理工学部等の通学課程の施設・設備を使用している。

情報ネットワーク化・推進については「ホームページ」を開設するも、入学希望者に対する広報活動的な活用には留まっている。

b 点検・評価

実習室については、使用する日程が通学課程と異なり、日程調整をすることで、履修者数からみても規模としても問題なく、機器についても何年か毎にバージョンアップされており、適当である。

c 長所と問題点

通信教育課程では、機器を使用する場合、学外での講義開講には種々問題もあり、また、大学教育として基礎的な科目だけでよいか、どこまで学生に教授すればよいか、講義内容の判断が難しい。

機器・ソフトが日進月歩で新しくなり、その都度対応し更新しなければならない。

d 将来の改善・改革に向けた方策

「ホームページ」を広報活動だけでなく、ニーズに合わせた活用が必要であり、特にインターネットを利用し、限定されがちな対面授業を補うことができるシステムを検討し、教育課程に反映させ、また、一人でも多くの学生が情報機器に親しみ、理解させる目的のために、カリキュラムの範囲を越えた「講座」開講を計画中である。

(14) 国際化への対応

a 現状の説明

教育課程の整備・充実が先となり、国際化への対応の遅れは否めなく、大学間交流はもとより海外留学においても学生の自主的な留学のケースがあるだけである。ただ、学生の受け入れについては、留学生として取り扱ってはいないが、事例としてはあり、特に台湾とは過去 30 余年間に 300 名を越える卒業生を輩出している。

b 点検・評価

台湾から継続した学生の受入れが可能であった背景には、初期に在籍した卒業生達の学修意欲と、日本の大学教育へのあこがれを根底に、後輩達に対する献身的サポート体制に対し、本学部が応じることができた成果であり評価されるものである。

c 長所と問題点

書面審査による選抜方法で学生を受入れる通信教育課程では、日本語能力の見極めが難しく、入学希望者の熱意に押され受入れたものの目的が達成できず、志半ばで挫折する学生もある。また、日本国内の学生と同一な履修方法や単位修得の方法・実施にも難がある。

d 将来の改善・改革に向けた方策

種々通信教育課程では、難しい面があるが、アジア各国からは、日本の大学教育への憧れや、内容についての照会もあり、逆に通信教育課程だからできる可能な方法を検討する必要があると考える。

(15) 社会との連帯

a 現状の説明

主たる専任教員を通学課程に委だねており、社会との連帯についての体制、組織作りができていないのが現状である。ただ、短期集中的な講義形態となるスクーリングでは、「実学」を教授する面から、広く社会から各分野の専門知識を有した博識者を非常勤講師として登用している。

b 点検・評価

社会の動向の中から、タイムリーな話題を取り上げ既存科目との関連を踏まえ、適任者を登用できるシステムは、学生の学修への興味を高める意味でも評価である。

c 長所と問題点

年間計画以外の追加開講となり、学生の受講機会が増えることは良いが、全学生へのアナウンスなどに問題もある。

d 将来の改善・改革に向けた方策

通信教育課程としての社会との連帯かかわりは、教育課程の活性化にも大きく作用することが考えられ、今後の課題であり、充分検討する必要がある。

1. 長所と問題点に対する大学自身の総合的評価

高等教育機関として、10学部42学科と幅をもった教育課程を設置し、昼・夜間の通学課程だけにとどまらず学習形態の異なる通信教育課程をも含め複雑・多様化する社会・学生のニーズに応じることができる総合大学として評価できると思う。

しかし、従来各学部それぞれが独立した学部としての意識が、学部相互の交流を阻害し、総合大学としての特色を生かしきれていない感があつたことは否めないが、近年、総合大学としての「集積の魅力」を生かすために、総合セミナーなどで、近畿大学についてのレファレンスを持つことができれば、専門学部で自己の専門知識をふくらませる講義や研究が行われていることが分かり、専門分野へのアプローチの方法を学び、同時にレファレンスを蓄積していくことができるものと思う。

社会変化に対応しうる人材の育成が高等教育機関に要請される状況下、情報社会に精通した学生を育成することは必須であり、学部の専門を超えた交流を可能にする「情報処理棟」は評価できるが、学生数に相応する設備や空間等、学生の「ゆとり」の場が十分でないのは気になる。

しかし、課程の異なる学生を区別することなく、施設・設備を利用できる大学の方針は評価できると思う。

2. 改善・改革のための方策とその全体的効果に関する今後の見直し

大学の教育理念・教育方針を、そして、教授する目的を再確認することが必要で、教職員が如何にあるべきか・何をすべきか、学生は、どうあるべきかなど、全学的に活発な論議を発展させ、教職員が統一的な認識を持ち、学生の「知的知識欲」を満足させることができる教育課程の構築に向け、改善・改革にあたるべきである。

「実学教育」を教授することを目差す本学としては、学部・学科等が教授する教養・専門教育をただ卒業単位とするために修得するだけでなく、学生を社会に送り出した時、教授内容が有効に活用でき、また、「自ら学び」・「自ら考える力」を養い、いかに社会に貢献できる人材を育成できるかが使命であると思う。

そのためには、入試制度から卒業に至る各プロセスについて真剣に検証することが必要だし、総合大学の利点を生かし、積極的な学部間交流や、学生が選択できる範囲を広げ、興味がある・魅力がある科目を履修し、卒業単位として認められるようにすべきである。

また、高齢化社会においては、教養や知識欲を満足させるに留まらず、趣味として、人生の生きがいに大学が活用され、位置付けられることおも含め、全学的な教育活動・研究活動の、質的な充実に向けた主体的な取り組みが必要である。

3. 大学の将来発展の方向性

大学に個性がなくなつたと言われ、進学率が上昇する一方で、18才人口の減少が進み、何らかの形で高等教育機関への進学が容易になる時代、「みんなが大学に行くから、自分も行く」というふうな、個人の多様な能力・意欲・関心・適正など、自発的・主体的な選択に基づかない進学が多くなる恐れがある。

大学は、「この大学に入ったら、こんなことができる」・「こんな能力・知識が身につく」・「こんな可能性が広がる」など、“〇〇に強い近畿大学”、“〇〇が素晴らしい近畿大学”のように大学名に冠が付き、それが社会から認知されることが望ましい。

一方、強い目的意識を持ち、激動と変革の時代を迎え、情報通信技術などの飛躍的進歩から国際化・高度情報化が加速度的に進み、グローバルな視野と実践力を持った人材を輩出させるため、社会学系や福祉系など、未開講分野の学部増設を視野に入れた総合大学として

- ＊ 懇切丁寧な指導で、質疑応答などの対話が十分できる講義

- ＊ 学識・経験豊かで教育方法に熟達した教員

- ＊ 多様なニーズに対応したカリキュラム編成

などの私学としての特色ある体制作りが急務である。

また、社会的に意味を持つ資格取得をサポートする全学的なシステムの構築や、高齢化などの社会変化を背景とする生涯学習社会への進展に対応し、「オープンカレッジ」のような形で、再度学習したいと思えるような実用的な内容の講座などを開設し、時には大学入学資格の有無にかかわらず、広く一般人をも受入れる制度の構築を検討することも必要である。

要は、学生が本当に望むところの明確な目的意識に基づき、主体的に選択できる体制から、近畿大学で培かれた教育成果により、だれもが社会の中で生き生きと自分を生かすことが、できるようにならなければならないと思う。